

情報通信審議会 電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第4回)資料

 SoftBank BB

 SoftBank

 SoftBank Telecom

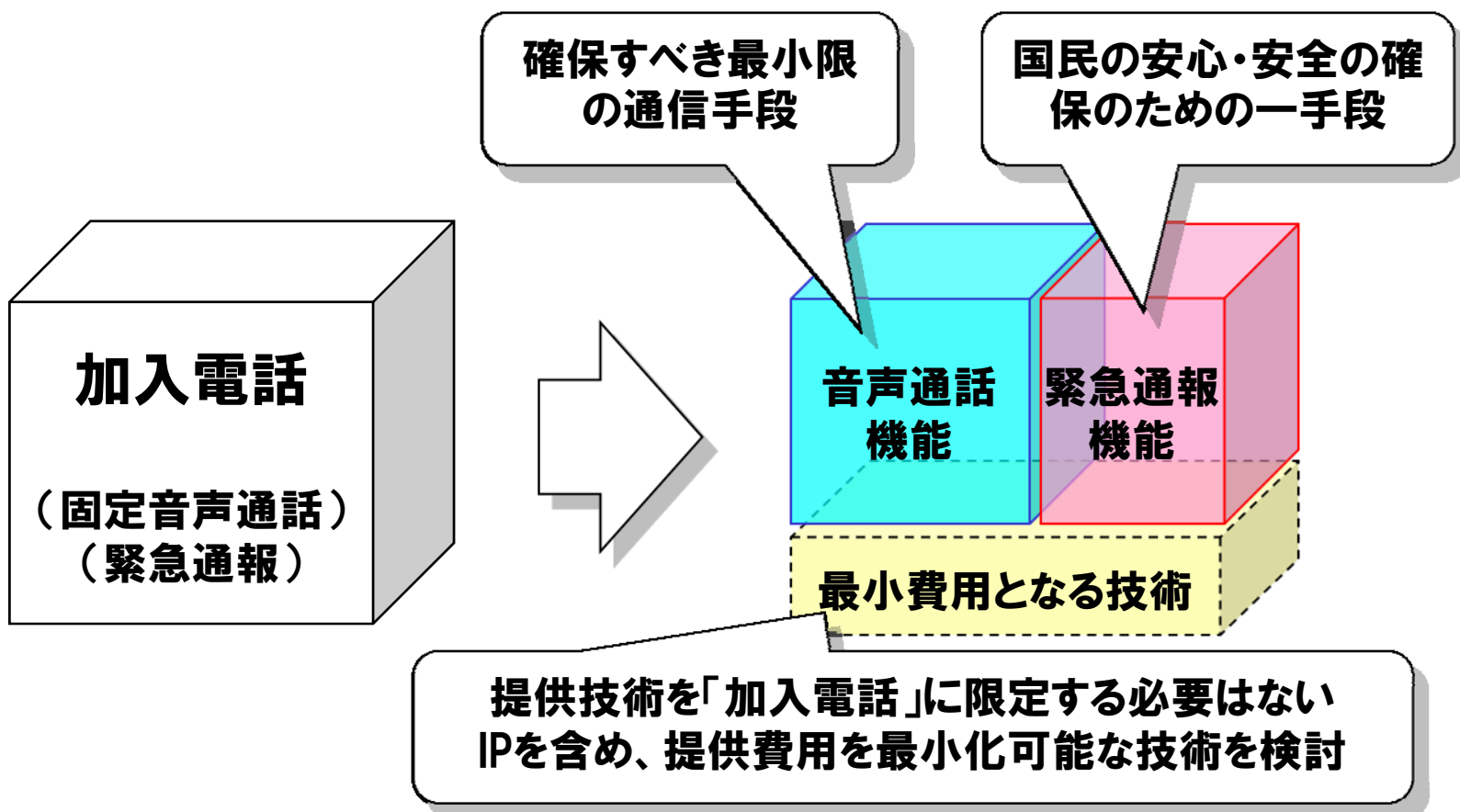
2008年6月9日

 SoftBank

**ユニバーサルサービスの確保は、競争環境下で効率的に行うべき
基金制度や補助金等による維持は安易に検討すべきではない**

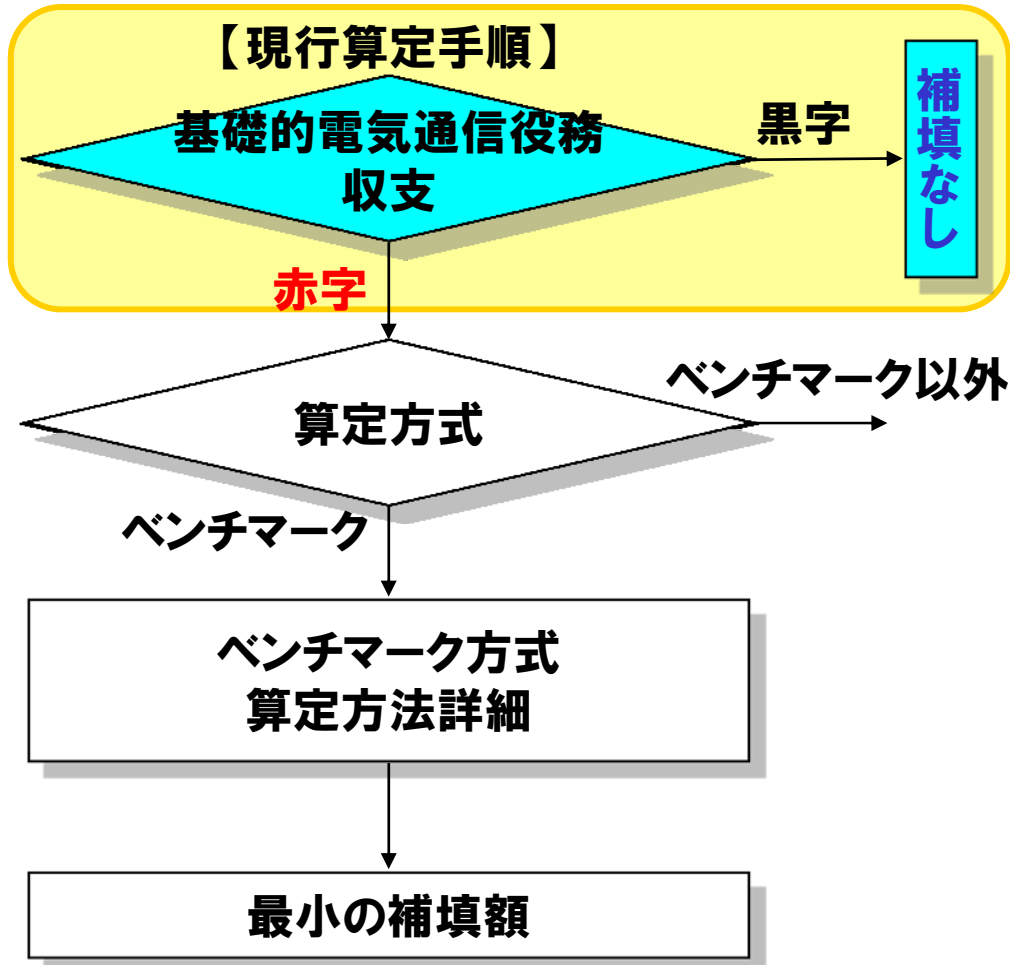
- **全ての国民に対する高度な文化的生活と教育を実現すべく、時代に対応したユニバーサルサービスを確保することが必要。**
- **そのためには、NTT東西が保有する情報通信インフラを真にオープン化することを目的としたアクセス回線網分離の実現や電気通信事業者間における設備共用等の推進により、情報通信インフラを効率的に構築・維持するとともに、それらを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境（ルール）を整備し、多数の電気通信事業者による自由なサービス競争が展開されるようにすべき。**
- **ユニバーサルサービスの確保にあたっては、前述のとおり各電気通信事業者が有するリソースを最大化・最適化することを第一に考えるべき。安易に基金制度や補助金等による設備構築・維持が検討されるべきではない。**

フェーズ1におけるユニバーサルサービスの範囲とすべきは、
「固定音声通話機能」と「緊急通報機能」



最も効率的にユニバーサルサービスを確保するため、
技術中立性を踏まえて検討すべき

ユニバーサルサービス補填の必要性のより精緻な検証が必要

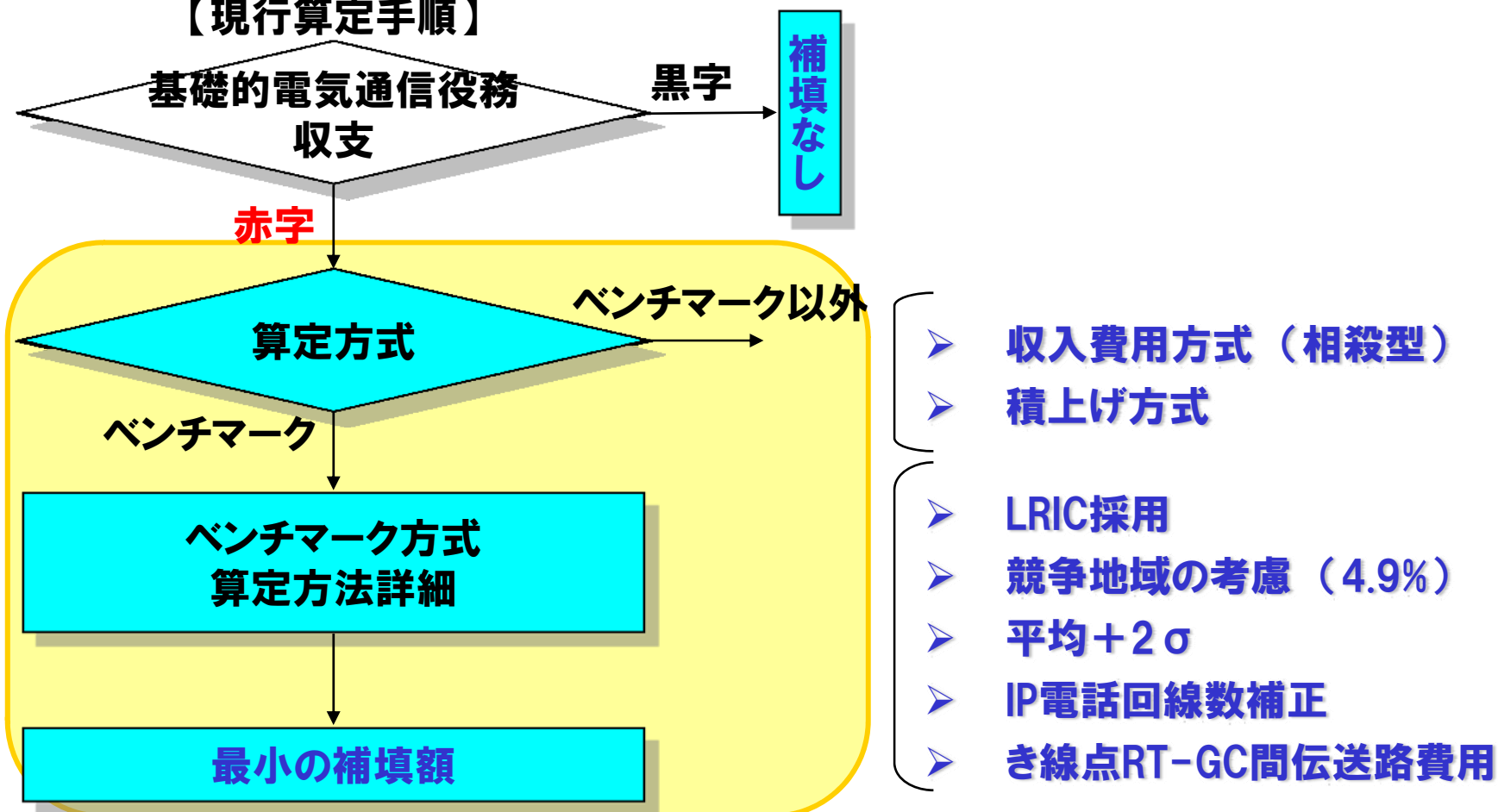


- 基本料収支見直し
- ブランド効果、無形の便益の算入
- NTT保有資産の活用

基礎的電気通信役務収支に、NTT東西がユニバーサルサービス提供により享受する便益全てを反映することが必要

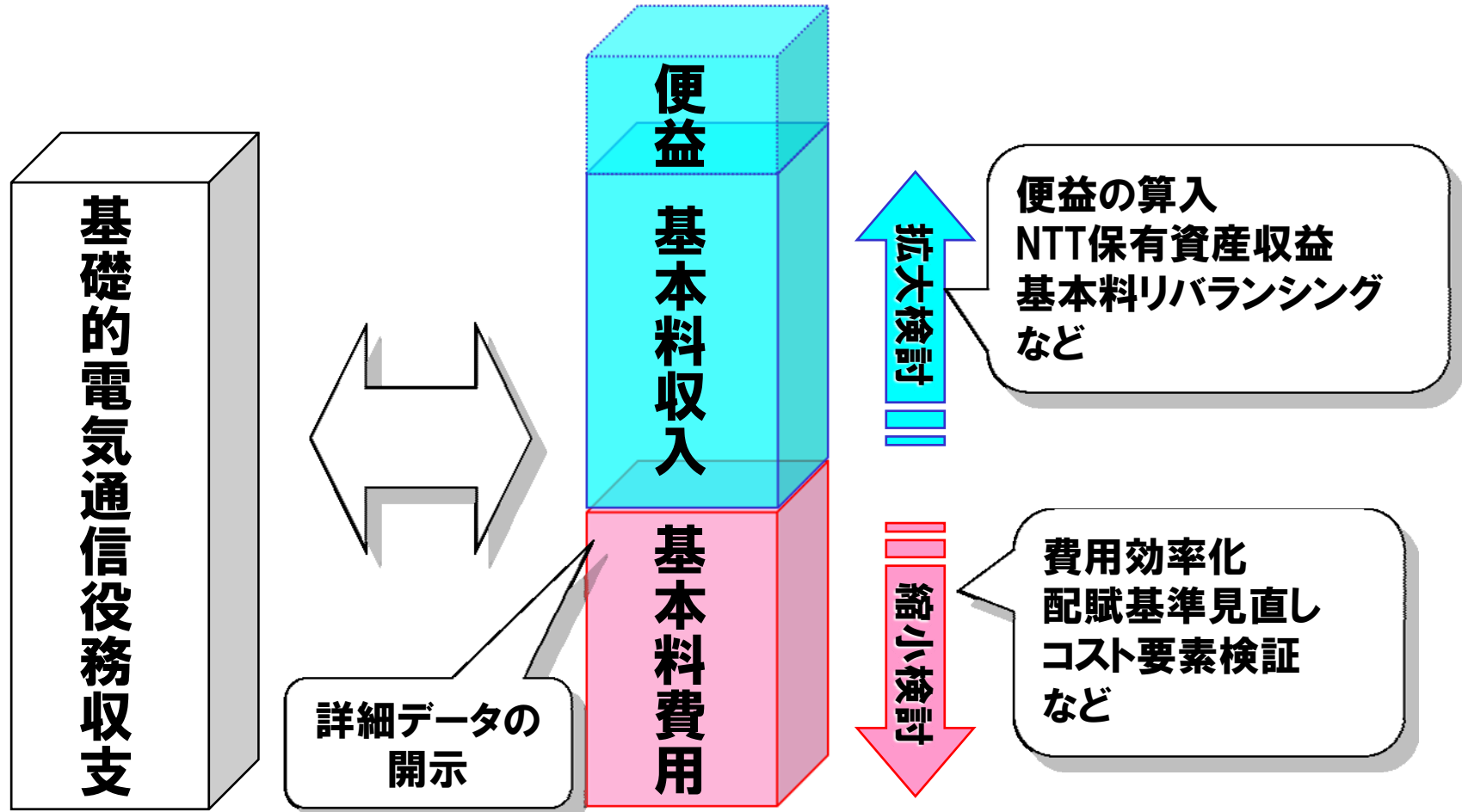
仮に補填が必要な場合でも補填額は最小化すべき

【現行算定手順】



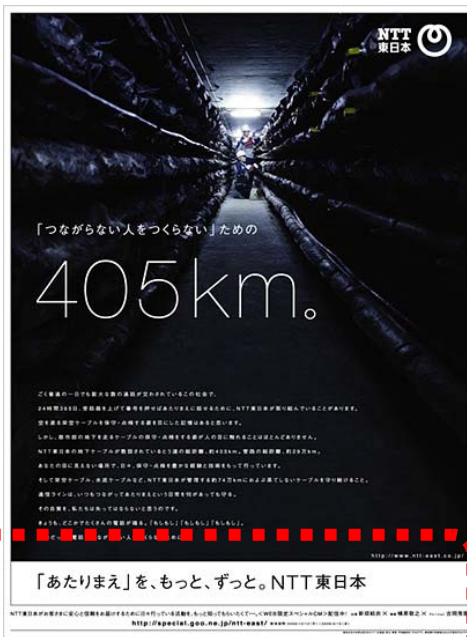
補填金算定方法を精査し、個々の段階において補填額の最小化を図ることが必要

ユニバーサルサービス提供により享受する便益を算入するなど、基礎的電気通信役務収支の検証は、より精緻に行うべき



ユニバーサルサービス補填の必要性の精緻な検証が必要

NTT東西のユニバーサルサービス提供にともなう便益は、 全て考慮すべき



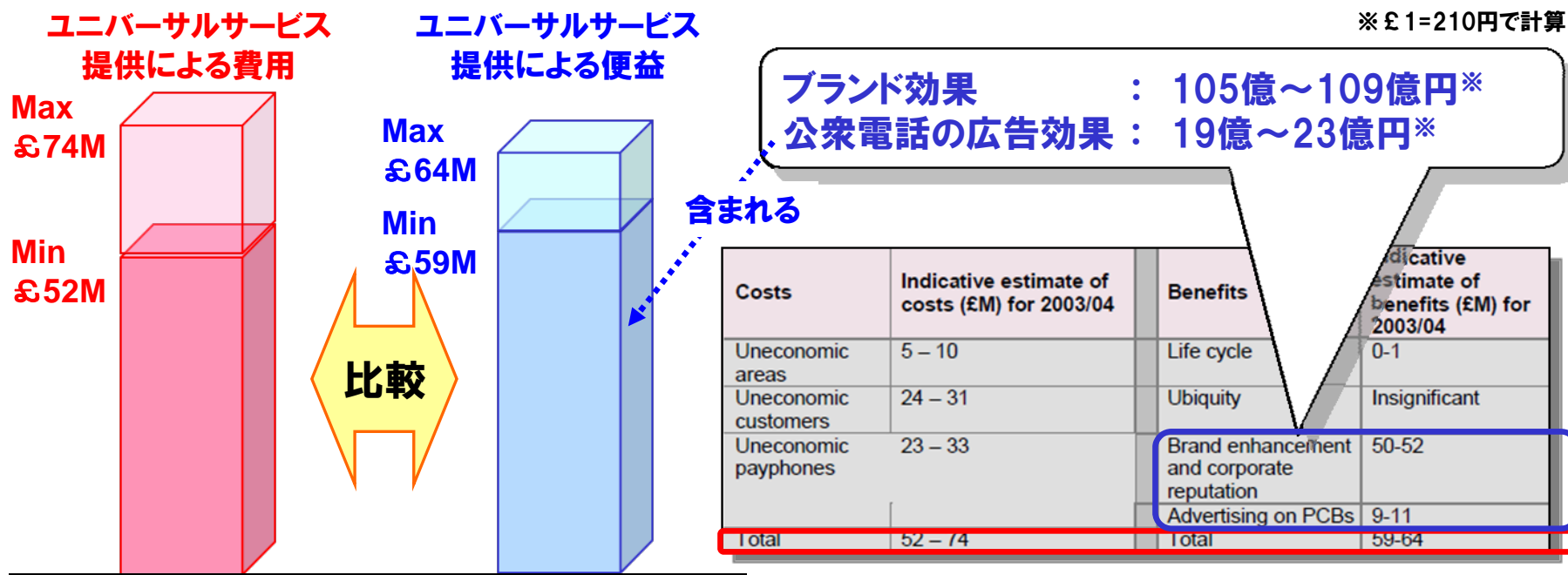
公衆電話設置による広告効果



ユニバーサルサービス提供による、
ブランド力向上

本来NTTブランドは分離されるべきであり、 分離がなされるまでは、ブランド効果の算入が必要

英国においては、ユニバーサルサービス提供による便益と費用を比較した結果、基金発動は不要と判断



出典: Ofcom, Review of the Universal Service Obligation(2006/3/14)

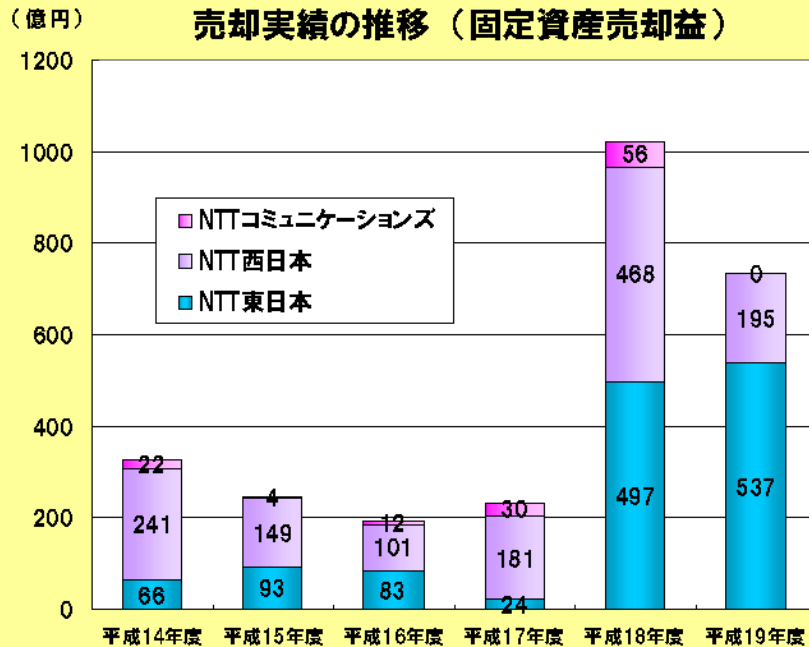
ユニバーサルサービス提供は、BTにとって不当な負担とは言えないとOfcomは判断

“Ofcom concluded in the June statement that the indicative estimates were reasonable and suggested that **there is currently no unfair burden on BT** which would justify a full review.”

日本においても、補填の必要性判断において便益考慮が必要

NTT東西は、安価な土地・建物取得など、歴史的にもユニバーサルサービス提供にともなう便益を享受

■ NTTによる資産売却



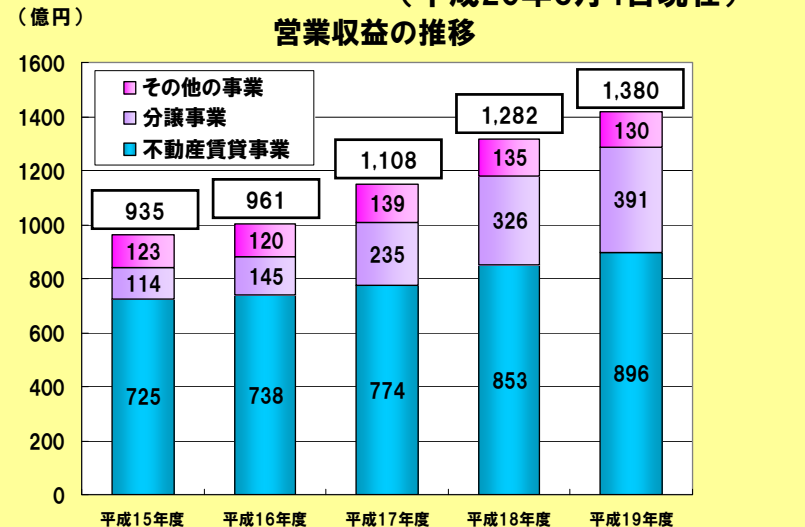
出典：NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ決算資料

■ NTT都市開発

日本電信電話公社の民営化以前の資産を簿価で譲り受け、運用

時価総額：約5,360億円

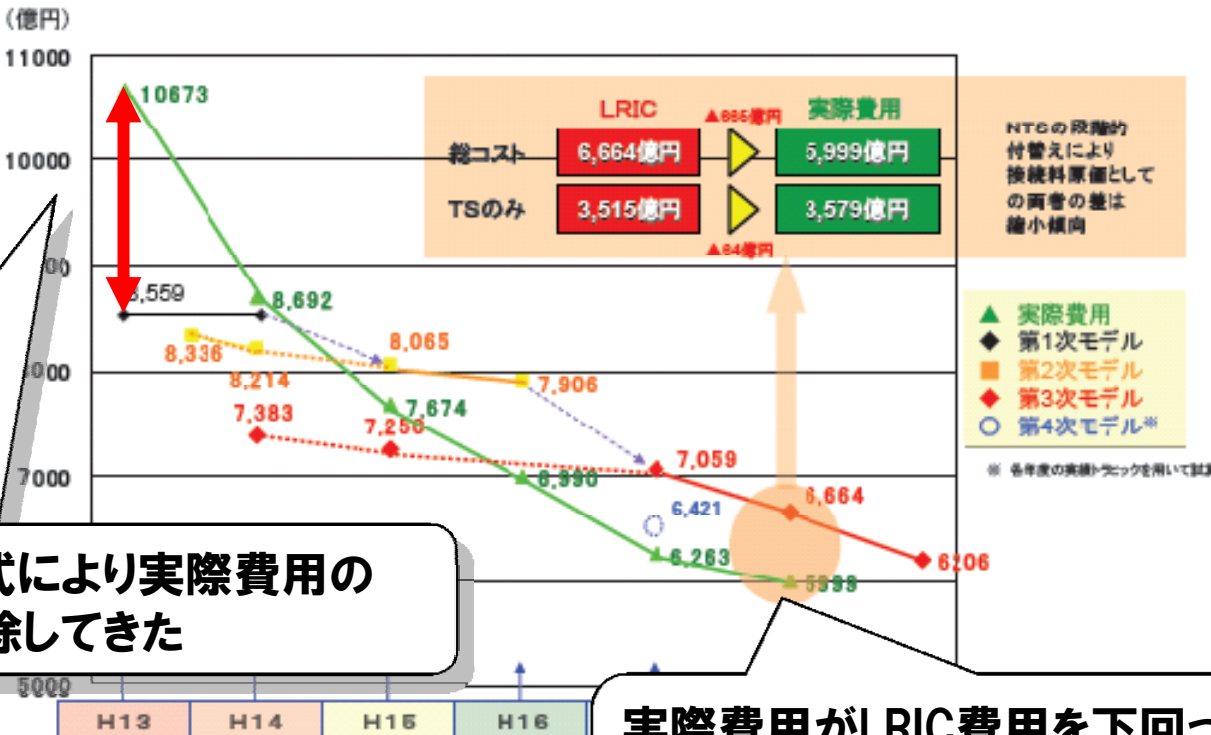
(平成20年6月4日現在)



出典：NTT都市開発決算資料

公社時代の資産に基づく収益は、ユニバーサルサービス確保のために供するべき

ユニバーサルサービス補填金算定には、NTT東西の非効率性排除が必須



従来、LRIC方式により実際費用の非効率性を控除してきた

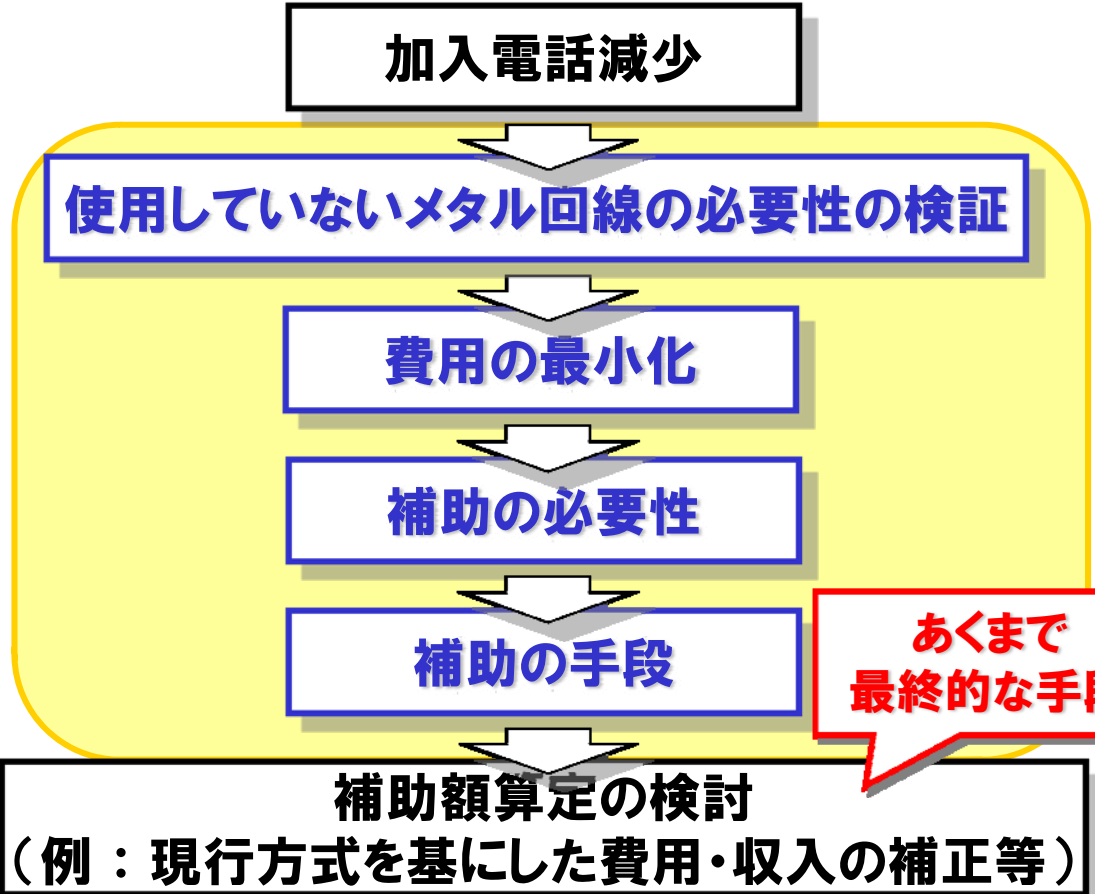
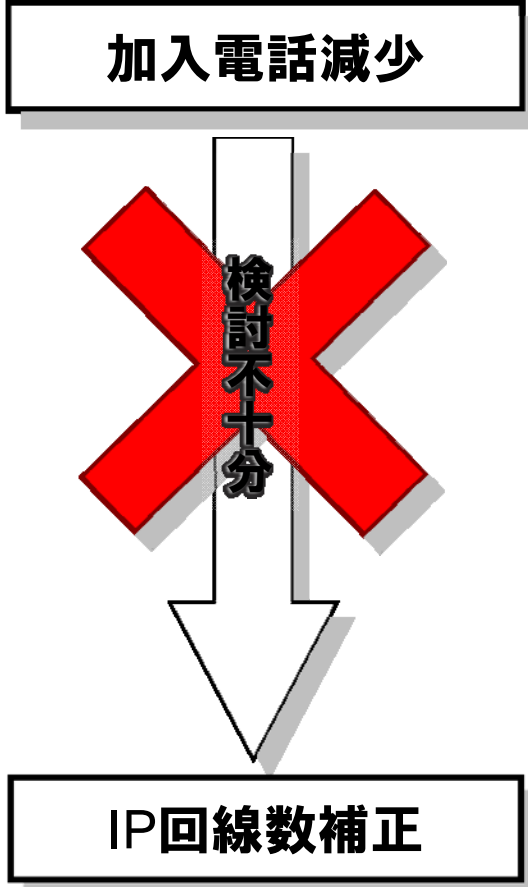
実際費用がLRIC費用を下回っていることについては、その要因の検証が必要 (償却済み資産の取扱い 等)

出典 : 総務省

LRIC方式の継続採用が適当
実際費用が下回るなら、LRICモデルを見直すべき

**IP電話回線数補正等による補填額の拡大を、
検討不十分な状況で行うことは認められない**

〔ユニバーサルサービス将来像研究会報告書〕



〔今回議論すべき内容〕

**補填額拡大には、使用見込みのない回線維持の必要性も含め、
本質的な議論に基づく、国民的コンセンサスが必要**

き線点RT-GC間伝送路費用は基本料費用として取り扱うべき

「き線点RT-GC間伝送路は、集線されておらず、加入者回線の増減に応じてコストが増減する設備であることから、平成16年答申に基づき、当該伝送路に係るコストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則」

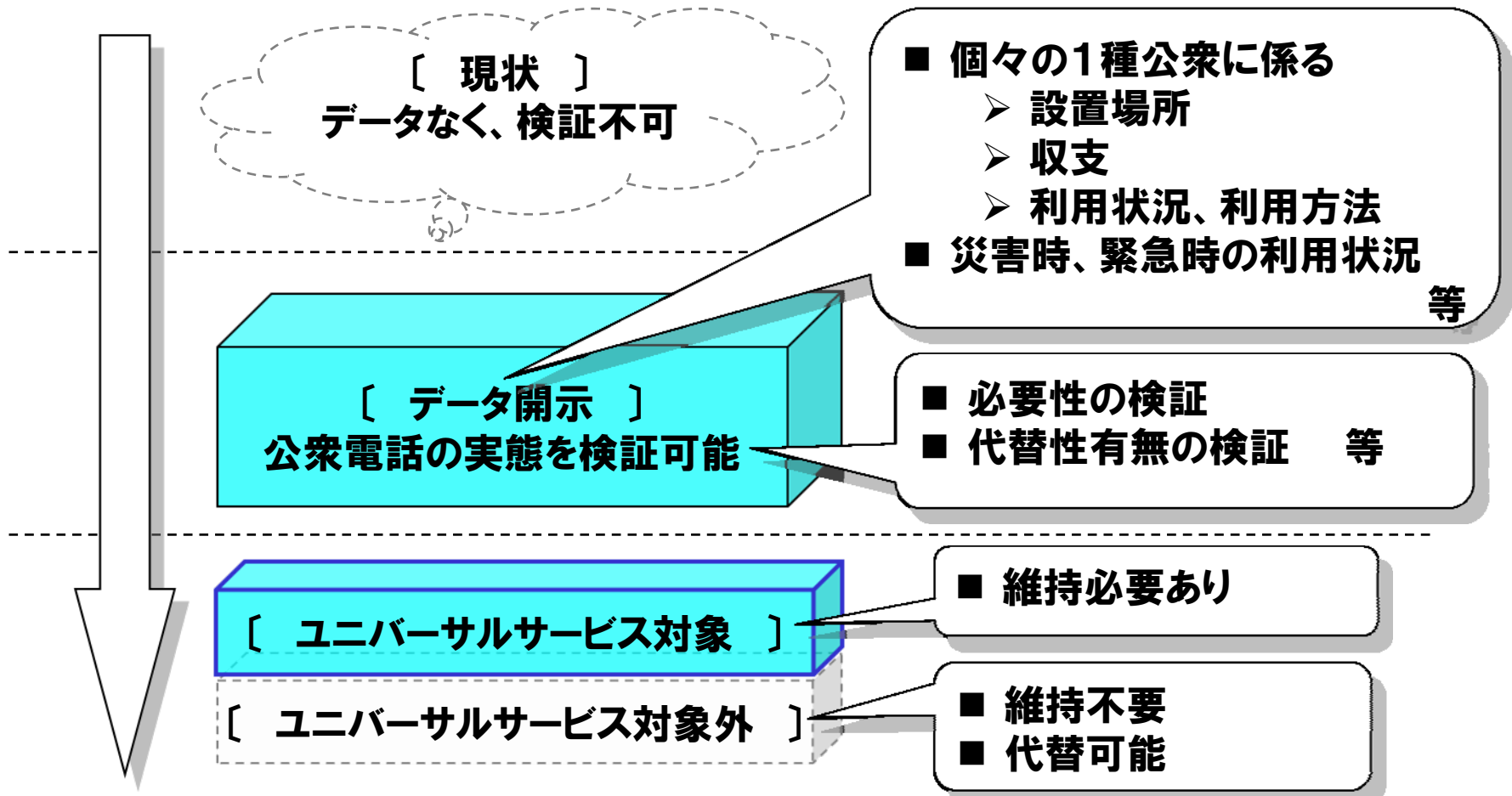
※ 下線及び強調は、当社にて付記
(平成19年9月20日 情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」)



- 原則として、NTT東西の基本料収入により、費用負担すべき
- 基本料の在り方、接続料の在り方などにつき総合的に勘案し、き線点RT-GC間伝送路費用負担の在り方を検討すべき

接続料費用への暫定的算入は早期に解消すべき

公衆電話設置状況、収支等のデータに基づく検証が必要



屋外での代替通信手段が拡大したことを踏まえ、
必要性を再検討すべき

時代に対応したユニバーサルサービスが必要

- 全ての国民に対する高度な文化的生活と教育を実現すべく、時代に対応したユニバーサルサービスが必要。
情報アクセス権は万人に保障されるべき。
- 以下のように効率的に構築・維持されたインフラ上でサービス競争を推進すれば、基金に頼ることなくユニバーサルサービスの確保が可能。
 - NTT東西アクセス回線網分離の実現
 - 電気通信事業者間における設備共用等の推進

**在るべきユニバーサルサービスの範囲は、以下のとおり
(ただし、基金を前提としない)**

- 基本的な通話サービス
- 緊急通報サービス
- ブロードバンドサービス (※ フェーズ2移行後、一定程度普及した後)

効率的にインフラを構築・維持すれば基金は不要

- 現行の基金制度は、PSTNにおける競争を通じ、NTT東西の収入が減少する中で全国サービスを維持するために導入されたもの。
フェーズ2においても、基金制度ありきで議論をするのは不適切。
- 実際、NTT東西は自らPSTN→IPへの移行を促進し、光サービス市場において独占状況を築いている。
その一方で、高コスト地域のPSTN費用補填のために競争事業者に対して基金の拠出を求めるのは疑問。
- まずは、光サービス市場において多数の電気通信事業者による自由なサービス競争が展開されるよう、全ての電気通信事業者が公平にインフラを利用できる環境(ルール)整備が先決。


**ユニバーサルサービスへの補填の必要性を検討する以前に、
公正競争ルール整備が必要**

【参考資料】

ソフトバンクグループにおける、利用者周知

ソフトバンクモバイルの周知一例

[ポスター]



2007年1月より

ユ	ニ	バ	ー	サ	ル
サ	ー	ビ	ス	制	度
が	始	ま	り	ま	す。

「みんなで使う電話のサービス」に
ご理解、ご協力をお願いします。

●ユニバーサルサービス制度とは●

全国どこでも公平に利用できる電話サービスをみんなで支える新しい仕組みです。

加入電話、公衆電話、緊急通報（110番・119番・118番）などの電話サービスが、電気通信事業法に定められたユニバーサルサービスとなっております。

これまで、NTT東日本・NTT西日本において当該サービスの維持を行っていましたが、携帯電話やインターネットの普及など通信環境の変化に伴い、一部地域で、維持費用が不足する状況となっております。


このため、電気通信事業法において「ユニバーサルサービス制度」が設けられ、他の電気通信事業者56社も協力して費用を賄うこととなりました。

公共性の高いユニバーサルサービスを今後も円滑に運営していくために必要な制度であり、お客さまにも参加していただくものになります。

ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。

>> 詳しくは店舗のチラシをご覧ください。

ソフトバンク モバイル 株式会社



ソフトバンクグループにおける利用者周知の実例（2）

ソフトバンクモバイルの周知一例（続き）

[ホームページ]

ソフトバンクからのお知らせ

2007年10月5日

「ユニバーサルサービス制度」について

ユニバーサルサービス制度の開始に伴い、2007年1月より、ソフトバンク携帯電話をご利用いただいているお客さまに「ユニバーサルサービス料」をお支払いいただくことになりました。

ユニバーサルサービス制度とは、NTT東日本・西日本が提供しているユニバーサルサービス（加入電話、公共電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービスを全国どの地域でも公平に安定的に利用できるように必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度です。お客さまには、料金、ご理解とご協力をお願いいたします。

「ユニバーサルサービス制度」の流れ

①ユニバーサルサービス提供事業者（NTT東日本・西日本）②ユニバーサルサービスの提供に必要となる補てん額を算出 ③ユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会） ④負担金の算出 ⑤負担金の交付 ⑥負担金の納付（NTT東日本・西日本を含む）

※NTT東日本・西日本のユニバーサルサービス提供事業者として指定されていません。

ユニバーサルサービス料について

- 2007年1月度料金分より請求開始いたします。
- ソフトバンクモバイル株式会社としての課金対象は、ソフトバンク携帯電話「090」「060」番号となります。
- 電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われており、その内容に応じてお客さまにお支払いいただく料金が変更される場合があります。

【ソフトバンク携帯電話をご利用のお客様】

対象サービス	ユニバーサルサービス料	お支払いのタイミング
通話契約（801-0141）	7円 （税込み7.35円）	毎月のご請求の際 ^{※1}
フライング	税込み20円	最終のリチャージの際 ^{※2}

※1 1月度料金に別添の請求書と併せてお支払いいたします。
2007年11月30日以後のフライングは別添の請求書と併せてお支払いいたします。

よくあるご質問

「電話に関するユニバーサルサービスとは、具体的にどのようなサービスですか？」

ユニバーサルサービス制度とは、どのような仕組みなのでしょうか？

なぜユニバーサルサービス制度が必要なのでしょうか？

ユニバーサルサービス制度の具体的な仕組みを教えてください。

ユニバーサルサービスの提供確保のために必要な費用は、私たちが電話会社に支払う料金と関係があるのでしょうか？

「電話に関するユニバーサルサービスとは、具体的にどのようなサービスですか？」

「電話に関するユニバーサルサービス」は、「国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき」とされているサービスです。^{※1} 具体的なサービスとしては、下記が対象とされています。

- 加入電話サービスのうち加入者回線（基本料）、特別料金が適用される離島通話及び110番・118番・119番の緊急通報
- 公共電話サービスのうち社会生活上の安全及び戸外での最狭限の通信手段を確保する観点から設置される第一種公共電話について、当該公共電話から利用可能な市内通話、特別料金が適用される離島通話及び110番・118番・119番の緊急通報

※1 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）等において規定されています。

ページの先頭にもどる

ユニバーサルサービス制度とは、どのような仕組みなのでしょうか？

「ユニバーサルサービス制度」とは、ユニバーサルサービス提供事業者（NTT東西各社）のユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

ページの先頭にもどる

なぜユニバーサルサービス制度が必要なのでしょうか？

ユニバーサルサービスの提供の確保はNTT東西各社に対し法律上の義務とされ、これまでは、NTT東西各社の負担によってユニバーサルサービスが維持されてきました。しかし、携帯電話やIP電話の普及及び電話サービスの都市部を中心とした競争の激しい進展などに伴い、利用環境がより向上しましたが、一方、特に都市部以外の僻地（高コスト地域）では、NTT東西各社の負担だけではユニバーサルサービスの提供を確保することが困難となるのが懸念されています。このため、引き続き、地域の格差なく全国どの地域でも公平で安定的にユニバーサルサービスを利用できるよう、ユニバーサルサービスの提供の確保に必要な費用をNTT東西各社だけでなく、それ以外の電話会社にも応分に負担する仕組みとして「ユニバーサルサービス制度」が導入されました。

ページの先頭にもどる

ユニバーサルサービス制度の具体的な仕組みを教えてください。

ユニバーサルサービスの提供の確保のために必要な費用は、平成19年1月以降、お客様がご利用になる電話番号の数に応じて、ソフトバンクモバイル株式会社からユニバーサルサービス支援機関^{※2}を通じて、NTT東西各社に支払われることとなります。また、「電話番号当たりの支払額（これを「番号単価」といいます）」は、NTT東西各社に対して必要とされる補てん額^{※2}をもとに、ユニバーサルサービス支援機関が算定します。

※2 ユニバーサルサービス支援機関は、ユニバーサルサービス制度の運営に関与する法定機関であり、総務大臣から社団法人電

ユニバーサルサービスの提供確保のために必要な費用は、私たちが電話会社に支払う料金と関係があるのでしょうか？

この費用は、お客様がご利用になる電話番号の数に応じて、「電話番号当たりの1ヶ月」をソフトバンクモバイル株式会社から支払うのですが、最終的には、お客様がご利用になるサービス費用の一部となることから、お客様にお支払いいただく料金の一部によって賄われることとなります。ご不明な点などございましたら、下記ホームページ、電話番号までお問い合わせください。お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※1 平成19年1月1日から1月31日までの番号単価です。なお、番号単価は、社団法人電気通信事業者協会ホームページでご覧いただけます。

【お問い合わせ先】

お客さまセンター
ソフトバンク携帯電話から15（六）通話無料
オペレーターによる受付時間は9:00～20:00
自動音声サービスは24時間受付（一部地域を除く）

電話によるお問い合わせ

ソフトバンクテレコム の周知一例

[ホームページ]

「ユニバーサルサービス料」について | ソフトバンクテレコム | トップページ

ホーム / ユニバーサルサービス料 / 2006年11月24日

「ユニバーサルサービス料」について

「ユニバーサルサービス料」の運用開始に伴い、おとくライン/フリーコールサービス、伊電話サービスをご利用いただいているお客様に対して、2007年1月より、毎月1電話番号あたり一定額の「ユニバーサルサービス料」をお支払いいただくこととなります。

「ユニバーサルサービス料」とは、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）および西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が提供しているユニバーサルサービス（加入電話、立寄電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国で公平かつ定率的に利用できるようにするために、必要な費用を電話会社（NTT）が負担し、定率に負担する制度です。

■1電話番号あたりお料/月（税込）(2006年1月より)

●ソフトバンクテレコムにおける「ユニバーサルサービス料」対象サービス

- おとくライン
- おとくドワン
- おとくドワンネット
- おとくドワンリンクス
- 伊電話サービス
- 0104 ドワン
- 02ドワン
- 02ドワン
- フリーコールサービス
- アドコール
- ワンクリック02
- 02ドワン
- TELTRA VHS Deluxe Vネットアクセス
- ダイヤルアップルーム（L）
- インターネット2000
- ケーブレスト

※ マイルドなサービス（おとくドワン、ダイヤルアップサービス）は、NTT東日本/NTT西日本が提供しているサービスであり、NTT東日本/NTT西日本が提供しているサービスとは異なります。NTT東日本/NTT西日本が提供しているサービスについては、NTT東日本/NTT西日本のホームページをご覧ください。

なお、通産省が負担する電話番号あたりのおとく料（番号割）は、ユニバーサルサービス料とは別枠であるため、通産省が負担する電話番号あたりのおとく料の算出が行われるため、その内容に応じておとく料にお支払いいただく料金が変更される場合があります。

ユニバーサルサービスについて、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページまたはお客様FAV（案内183-3539）へ24時間受付にてご確認ください。

＜ユニバーサルサービス料に関するお問い合わせ先＞

■おとくドワン 080-221-3211 通話料金無料/年中無休/9:00～18:00

■02ドワン 080-222-0255 通話料金無料/年中無休/9:00～18:00

■フリーコールサービス 080-22-2156 通話料金無料/平日（土日祝除く）/9:00～18:00

以上

http://www.softbank@telecom.co.jp/universal/index.html 2006.06.02

[プレスリリース]

「ユニバーサルサービス料」について | ニュースリリース | ソフトバンクテレコム | トップページ

ホーム / ニュースリリース / 2006年11月24日

「ユニバーサルサービス料」について

ソフトバンクグループでは、「ユニバーサルサービス料」の運用開始に伴い、国民生活サービス、伊電話サービスや固定回線電話サービスなどお支払いいただいているお客様に、2007年1月より、毎月1電話番号あたり一定額の「ユニバーサルサービス料」をお支払いいただくこととなります。お知らせします。

「ユニバーサルサービス料」とは、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）および西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が提供しているユニバーサルサービス（加入電話、立寄電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国で公平かつ定率的に利用できるようにするために、必要な費用を電話会社（NTT）が負担し、定率に負担する電気通信事業者法に定められている制度です。公共性の高いユニバーサルサービスと称し、定率に負担していただく必要のある制度であり、お客様にも負担していただく必要があります。尚、ご理解をご協力をお願いします。

なお、ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスを提供している社団法人電気通信事業者協会によって、半年に一度（1月と7月）に電話番号あたりのおとく料の算出が行われるため、その内容に応じておとく料にお支払いいただく料金が変更される場合があります。1電話番号あたりのおとく料は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.telecom-japan.or.jp/>）をご覧ください。ユニバーサルサービス料は、各社が社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT東日本およびNTT西日本に支払われます。

ソフトバンクグループにおける対象サービス

会社名	対象サービス	ユニバーサルサービス料	お支払いのタイミング
ソフトバンクモバイル株式会社	通話サービス	おとくドワン おとくドワンネット おとくドワンリンクス	毎月のおとく料の額
	伊電話サービス	伊電話サービス	毎月のおとく料の額
02ドワン	伊電話サービス(02ドワン)	おとくドワン おとくドワンネット	毎月のおとく料の額
ソフトバンクテレコム株式会社	伊電話サービス(0104 ドワン) 伊電話サービス(02ドワン) 伊電話サービス(02ドワンネット) 伊電話サービス(02ドワンリンクス) 伊電話サービス(02ドワン) 伊電話サービス(02ドワン)	おとくドワン おとくドワンネット おとくドワンリンクス	毎月のおとく料の額

※ 伊電話サービス（おとくドワン、おとくドワンネット、おとくドワンリンクス）は、NTT東日本/NTT西日本が提供しているサービスであり、NTT東日本/NTT西日本が提供しているサービスとは異なります。NTT東日本/NTT西日本が提供しているサービスについては、NTT東日本/NTT西日本のホームページをご覧ください。

●本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。
ソフトバンクテレコム株式会社 広報課
ニュースリリースに関するお問い合わせ

http://www.softbank@telecom.co.jp/relase/2006/11/24/index.html 2006.05.23

上記事例の他、SMS、チラシ、プレスリリース、ステーション、ガイドブック、請求書同封物、重要事項説明、総合カタログ、メルマガ、等あらゆる手段で利用者周知を実施

ソフトバンクモバイルにおける
ユニバーサルサービス制度に係る問合せ件数

